

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（骨子案）

我が国においては、この5年間、女性活躍の旗を高く掲げ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定を始め、保育の受け皿整備の加速化、企業における女性役員の登用に向けた企業への働きかけなどの取組を進めてきた結果、我が国の女性活躍は一定の成果が上がってきたと言える。

しかし、世論調査によれば「男性の方が優遇されている」と感じている人は未だ多く、女性が抱える様々な困難や制約の解消は十分に認識されてこなかった。今後の我が国における男女共同参画・女性活躍の足元を固めるためにも、そうした女性活躍“以前の”問題の解消に向けた取組を更に加速させることが重要となる。

また、少子化・人口減少社会に直面する我が国において、女性活躍は「生産性向上・経済成長の切り札」であり、就業を希望する女性が働きがいを持ち、自信をもって働いていけるよう、更なる取組を進める必要がある。

こうした取組を通じた「フェアネスの高い社会」の構築に向け、男女共同参画社会基本法第22条第3号に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、来年度予算等に反映することにより重点的に進めるべき具体策として以下の取組を求める。

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化
 - (1) 女性の健康増進に向けた取組
 - (2) スポーツを通じた女性の健康増進
2. 困難を抱える女性への支援
 - (1) 若年女性が妊娠した際の対応
 - (2) ひとり親家庭等への支援
 - (3) 非正規雇用労働者の待遇改善
3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 性犯罪への対策の推進
 - (2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
 - (3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
 - (4) ストーカー事案への対策の推進
 - (5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

II あらゆる分野における女性の活躍

1. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進
 - (1) 多様で柔軟な働き方の推進
 - (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- (3) テレワークの推進
- (4) リカレント教育の拡充
- 2. 男性の家事・育児等への参画促進
 - (1) 男性の育児休業等の取得の促進
 - (2) 男性の家事・育児等への参画についての国民全体の機運醸成
- 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
 - (1) 女性活躍推進法に基づく取組の推進
 - (2) 企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備
 - (3) 女性の起業に対する支援の強化
 - (4) 政治分野、司法分野、行政分野における女性活躍の促進
 - (5) 科学技術・学術分野における女性活躍の促進
 - (6) 地域における女性活躍の促進
 - (7) 国際的な協調及び貢献に向けた取組

III 女性活躍のための基盤整備

- 1. 子育て・介護基盤及び教育の負担軽減を始めとする基盤の整備
 - (1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備等
 - (2) 教育の負担軽減に向けた取組の推進
- 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
 - (1) 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討
 - (2) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組